

原発事故対策と放射能調査・除染に関する申し入れ

昨年3月11日の東電福島第一原発の事故で、栃木県でも放射能汚染が広がり、子どもたちの健康不安や農林業、観光などに深刻な影響が続いています。また栃木県は、福島県だけでなく東海第二原発のある茨城県にも隣接し、双方の原発事故の危険にさらされています。ついてはこれらの原発を廃炉にするとともに過酷事故から県民を守る対策と、除染や放射性廃棄物の処分対策など国が責任を負うべき問題について、下記の通り申し入れます。

記

(1)原子力は未完成の技術であり、原発を稼働すれば生じる大量の死の灰を完全に封じ込める手ではない。福島県のすべての原発、茨城県の東海第二原子力発電所を廃炉にすること。国はその他の原発の新設、再稼働を行わないこと。

(2)栃木県は地域防災計画の「原子力災害対策編」と「原子力災害対応マニュアル」を策定しようとしているが、計画策定にあたっては、隣接県の原発および原子力関連施設の最悪の事故を想定した防災計画、住民の避難計画、緊急時のヨウ素剤の配布体制なども含めた計画が必要である。ついては国は積極的に支援すること。

またSPEEDIの情報提供について、SPEEDI本来の機能を発揮できるよう整備を急ぐと共に、福島第一原発事故で30キロ圏を超えて汚染が広がった事実にてらし、東海第二原発から30数kmの栃木県も対象とすること。

(3)汚染調査と除染について

国が特措法の重点地域に指定している那須町、那須塩原市、大田原市、日光市、鹿沼市、矢板市、塩谷町、佐野市の8自治体では除染計画策定中だが、除染実施にかかる財源措置が明確でないことが障害になっている。計画策定の促進とすみやかな実施のために、国は十分な補助金を先行的に交付すること。また特措法施行前に独自に除染対策を行った市町の費用負担も補助の対象に加えること。

放射能汚染には県境も市町の境もない。現に の8市町以外の市町でも、空間線量は低くても雨水のしみこむ地面や排水路、樹木の周辺など「ホットスポット」が確認されている。国は自治体で線引きすることなく、基準の線量をこえた地域、カ所はすべて補助の対象とし、除染対策や線量調査、住民の健康調査に全面的な財政責任を持つこと。

線量の基準は、地表1cmの測定値で毎時0.23マイクロシーベルト以上とすること。

就学前の子どもや妊婦、授乳中の母親で希望する人の尿、甲状腺エコー検査、母乳の検査費用を助成する制度を創設すること。

消費者庁は食品などの放射線量検査器を貸与しているが、三次にわたる申請でも貸与されない町もある。国は希望する自治体すべてに行き渡る台数を確保すること。

稲ワラ、樹木、落ち葉などの放射能汚染により、堆肥や燃料、バイオマスなどへの資源活用の循環が破壊されている。これらの問題の打開策を提示すること。

県森林組合の調査ではこれまでに県産材の伐採にともない2400トンもの樹皮がたまり、処理場が確保されないまま置かれている。国として森林等の除染指針を明確にし、林務従事者の被ばく防止対策や汚染された樹皮等の処理についても対策を講じること。

放射性物質の特性の研究がすすみ、群馬県赤城大沼のワカサギの放射能汚染は、まわりの山から流れ込む放射能が湖底に堆積し、最終的にワカサギに蓄積されることがわかった。またすでに調査して線量が低かった湖沼、河川などでも時間の経過によって線量が変動することも明らかになってきた。河川のよどみ、湖沼の底の堆積物、岸の植物などを追跡調査し、公表し、除染対策を講じること。

那珂川のアユの生育場所である那珂川河口周辺の堆積物の放射線汚染調査を実施し、公表すること。

特産の益子焼きの釉薬には灰が使われているが、釉薬の線量の安全基準値は示されていない。国として早急に提示すること。

(4)放射性廃棄物の「仮置き場」「中間処理場」「最終処理場」について

汚染された稲ワラ、腐葉土、焼却灰、下水汚泥焼却灰・溶融スラグ、除染した土などの中間貯蔵施設の設置を国の責任で行い、期限を切って最終処分の方針を明示すること。

下水汚泥溶融スラグなどの「仮置き場」について、放射能もれを防ぐために廃棄物最終処分場などで使用している遮水シートで床や空間を遮断するなど徹底した安全対策の基準を示し、自治体に徹底すること。費用は国が負担すること。

(5)東京電力への賠償請求について

県民や県・市町が受けた直接被害、風評被害、間接被害など、「原発事故がなければ生じることがなかった損害について、すべてを賠償すること」を大原則に、全面的に賠償するよう東電に指導すること。

以上

